

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和6年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年4月4日

石川県監査委員	平 蔵 豊 志
同	谷 内 律 夫
同	村 上 勝
同	作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の結果
能楽堂	令和7年1月21日	財産事務において、物品出納調書が作成されていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		収入事務において、電気料の調定金額を誤って算定しているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
金沢商業高等学校	〃	収入事務において、電気料の調定金額を誤って算定しているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
金沢産業技術専門校	令和7年1月31日	収入事務において、電気料の調定金額を誤って算定しているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。